

期 日 指 定 定 期 預 金

平成26年4月1日現在

1. 商品名	・ 期日指定定期預金
2. 販売対象	・ 個人のみ
3. 期間	・ 最長3年(据置期間1年) ・ 満期日は、この預金の全部または一部について預入日の1年経過後から3年までの任意の日を指定できます。ただし、満期日の指定は1カ月前までに通知が必要です。 ・ 預入日の申し出により最長預入期限を満期日とする自動継続(元金継続、元利金継続)の取扱いができます。
4. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・ 一括預入 ・ 1,000円以上300万円未満 ・ 1円単位
5. 払戻方法	・ 満期日以後に一括してお支払いします。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	・ 固定金利 ・ 預入時の店頭表示の利率を約定利率として満期日まで適用します。 ・ 自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します。 ・ 満期日以後に一括してお支払いします。 ・ 付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算
7. 税金	・ 利息には20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります。(ただし、マル優を利用の場合は除きます) ※「復興特別所得税」0.315%が付加される2013年1月1日から2037年12月31日までの間にお受取りになる利息には、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の分離課税が適用されます。
8. 手数料	—
9. 付加できる特約事項	・ 個人の自動継続扱いのものは、「総合口座」の担保とすることができます。(貸越利率は担保定期預金の「2年以上」の約定利率に0.5%上乗せした利率) ・ マル優の取扱いができます。
10. 中途解約時の取扱い	・ 満期日前に解約する場合は、別表の預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により1年毎の複利計算した期限前解約利息とともに支払います。
11. 金利情報の入手方法	・ 金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
12. 苦情処理措置・紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業店に、お取引のある支店若しくは本部業務部(9時～17時、電話:0766-67-1022)までお申し出ください。 紛争解決処理 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(03-3595-8588)、第二東京弁護士会(03-3581-2249)、富山県弁護士会(076-421-4811)、金沢弁護士会(076-221-0242)、福井弁護士会(0776-23-5255)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記業務部若しくは全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)までお申し出ください。
13. その他参考となる事項	・ 満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ・ 満期日の指定がないときは最長預入期限が満期日となります。

預4